

原危管発 第 5 号
平成 29 年 7 月 7 日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

関西電力株式会社
原子力事業本部
原子力安全部長

高浜発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（連絡）

平成 29 年 3 月 28 日付け関原発第 469 号にて届け出ました「高浜発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、原子力規制庁組織改正および社内組織改正に伴い、見直しが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について（規程）」に基づく軽易な変更扱いとして、次回修正までの期間、添付資料の通り読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

以 上

添付資料

高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行	読替後	説明
<p>別図2-2-5 本店対策本部要員の非常招集連絡経路 (2/2)</p> <p>(中之島)</p>	<p>別図2-2-5 本店対策本部要員の非常招集連絡経路 (2/2)</p> <p>(中之島)</p>	<p>・社内組織改正(H29.6.28 付)に伴い設備班から総務班への供給力確保に係る任務の一部を配分したことによる読み替え</p>

高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行	読替後	説明
<p style="text-align: center;">別図2-2-6 警戒事象に基づく通報(連絡)経路</p>	<p style="text-align: center;">別図2-2-6 警戒事象に基づく通報(連絡)経路</p>	<p>・原子力規制庁組織改正 (H29.7.1付)に伴う読み替え</p>

高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行	読替後	説明
<p>別図2-2-10 原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(事業所外運搬での事象発生)</p> <p>事業所外運搬責任者 → 原子力防災管理者 (高浜発電所) → 本店 / 東京支社 → 原子力規制庁(原子力災害対策・核物質防護課) → 内閣府(内閣総理大臣) → 内閣官房(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付) → 内閣官房(内閣情報集約センター) → 内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付 → 経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 → 経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課 → 高浜原子力規制事務所(原子力防災専門官) → 大阪・高浜地方放射線モニタリング対策官事務所(地方放射線モニタリング対策官) → 大臣官房参事官(運輸安全防災)付 → <事象発生場所が海上の場合> 国土交通省海事局検査測度課(国土交通大臣) → <事象発生場所が陸上の場合> 国土交通省自動車局環境政策課(国土交通大臣) → 事象発生場所を管轄する都道府県知事 → 事象発生場所を管轄する市町村長 → 事象発生場所を管轄する警察本部 → 事象発生場所を管轄する消防本部 → 事象発生場所を管轄する海上保安部</p> <p> 原災法第10条第1項に基づく通報先 → ファクシミリ 電話 </p>	<p>別図2-2-10 原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(事業所外運搬での事象発生)</p> <p>事業所外運搬責任者 → 原子力防災管理者 (高浜発電所) → 本店 / 東京支社 → 原子力規制庁(原子力緊急事態対策室) → 内閣府(内閣総理大臣) → 内閣官房(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付) → 内閣官房(内閣情報集約センター) → 内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付 → 経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 → 経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課 → 高浜原子力規制事務所(原子力防災専門官) → 高浜原子力規制事務所(上級放射線防災専門官) → 大臣官房参事官(運輸安全防災)付 → <事象発生場所が海上の場合> 国土交通省海事局検査測度課(国土交通大臣) → <事象発生場所が陸上の場合> 国土交通省自動車局環境政策課(国土交通大臣) → 事象発生場所を管轄する都道府県知事 → 事象発生場所を管轄する市町村長 → 事象発生場所を管轄する警察本部 → 事象発生場所を管轄する消防本部 → 事象発生場所を管轄する海上保安部</p> <p> 原災法第10条第1項に基づく通報先 → ファクシミリ 電話 </p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制庁組織改正(H29.7.1付)に伴う読み替え 原子力規制庁組織改正(H29.7.1付)に伴う読み替え

高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行	読替後	説明
<p>別図2-2-11 原災法第10条第1項の通報後の報告(連絡)経路(発電所内での事象発生)</p> <p>発電班長等 → 連絡 → 高浜発電所 発電所対策本部長</p> <p>本店対策本部</p> <p>東京支社</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会) 内閣府(内閣総理大臣) 関係省庁事故対策連絡会議または原子力災害対策本部 内閣官房(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付) 内閣官房(内閣情報集約センター) 内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付 経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課 高浜原子力規制事務所(原子力保安検査官) 福井県高浜原子力防災センター(原子力防災専門官(総括班)) 大阪・高浜地方放射線モニタリング対策官事務所 (地方放射線モニタリング対策官) 福井県高浜原子力防災センター(現地事故対策連絡会議または合同対策協議会(プラントチーム)) 所在都道府県警察本部 関係周辺都道府県警察本部 その他関係機関 所在都道府県災害対策本部 所在市町村災害対策本部 関係周辺都道府県災害対策本部 関係周辺市町村災害対策本部 <p> 原災法第25条第2項に基づく報告先 → ファクシミリ 電話 </p> <p>注)ファクシミリ、電話とも地方公共団体の災害対策本部等が設置されるまでは、原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(発電所内での事象発生)による。</p>	<p>別図2-2-11 原災法第10条第1項の通報後の報告(連絡)経路(発電所内での事象発生)</p> <p>発電班長等 → 連絡 → 高浜発電所 発電所対策本部長</p> <p>本店対策本部</p> <p>東京支社</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制庁 緊急事態対策室 (原子力規制委員会) 内閣府(内閣総理大臣) 関係省庁事故対策連絡会議または原子力災害対策本部 内閣官房(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付) 内閣官房(内閣情報集約センター) 内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付 経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課 高浜原子力規制事務所(原子力保安検査官) 福井県高浜原子力防災センター(原子力防災専門官(総括班)) 高浜原子力規制事務所 (上級放射線防災専門官) 福井県高浜原子力防災センター(現地事故対策連絡会議または合同対策協議会(プラントチーム)) 所在都道府県警察本部 関係周辺都道府県警察本部 その他関係機関 所在都道府県災害対策本部 所在市町村災害対策本部 関係周辺都道府県災害対策本部 関係周辺市町村災害対策本部 <p> 原災法第25条第2項に基づく報告先 → ファクシミリ 電話 </p> <p>注)ファクシミリ、電話とも地方公共団体の災害対策本部等が設置されるまでは、原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(発電所内での事象発生)による。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制庁組織改正(H29.7.1付)に伴う読み替え 原子力規制庁組織改正(H29.7.1付)に伴う読み替え

高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行	読替後	説明
<p>別図2-2-12 原災法第10条第1項の通報後の報告(連絡)経路(事業所外運搬での事象発生)</p> <p>事業所外運搬責任者 高浜発電所 発電所対策本部長</p> <p>本店対策本部 東京支社</p> <p>原子力規制庁 <u>原子力災害対策・核物質防護課</u> (原子力規制委員会)</p> <p>内閣府(内閣総理大臣)</p> <p>関係省庁事故対策連絡会議または原子力災害対策本部</p> <p>内閣官房(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付)</p> <p>内閣官房(内閣情報集約センター)</p> <p>内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付</p> <p>経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課</p> <p>経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課</p> <p>高浜原子力規制事務所 (原子力防災専門官)</p> <p><u>大阪・高浜地方放射線モニタリング対策官事務所</u> (<u>地方放射線モニタリング対策官</u>)</p> <p>大臣官房参事官(運輸安全防災)付</p> <p><事象発生場所が海上の場合> 国土交通省海事局検査測度課 (国土交通大臣)</p> <p><事象発生場所が陸上の場合> 国土交通省自動車局環境政策課 (国土交通大臣)</p> <p>事象発生場所を管轄する都道府県知事</p> <p>事象発生場所を管轄する市町村長</p> <p>事象発生場所を管轄する警察本部</p> <p>事象発生場所を管轄する消防本部</p> <p>事象発生場所を管轄する海上保安部</p> <p>原子力災害現地対策本部または原子力災害合同対策協議会</p> <p>事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部等</p> <p>事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部等</p> <p>原災法第25条第2項に基づく報告先 設置されている場合に連絡 →ファクシミリ ⇄電話</p>	<p>別図2-2-12 原災法第10条第1項の通報後の報告(連絡)経路(事業所外運搬での事象発生)</p> <p>事業所外運搬責任者 高浜発電所 発電所対策本部長</p> <p>本店対策本部 東京支社</p> <p>原子力規制庁 <u>緊急事案対策室</u> (原子力規制委員会)</p> <p>内閣府(内閣総理大臣)</p> <p>関係省庁事故対策連絡会議または原子力災害対策本部</p> <p>内閣官房(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付)</p> <p>内閣官房(内閣情報集約センター)</p> <p>内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付</p> <p>経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課</p> <p>経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課</p> <p>高浜原子力規制事務所 (原子力防災専門官)</p> <p><u>高浜原子力規制事務所</u> (<u>上級放射線防災専門官</u>)</p> <p>大臣官房参事官(運輸安全防災)付</p> <p><事象発生場所が海上の場合> 国土交通省海事局検査測度課 (国土交通大臣)</p> <p><事象発生場所が陸上の場合> 国土交通省自動車局環境政策課 (国土交通大臣)</p> <p>事象発生場所を管轄する都道府県知事</p> <p>事象発生場所を管轄する市町村長</p> <p>事象発生場所を管轄する警察本部</p> <p>事象発生場所を管轄する消防本部</p> <p>事象発生場所を管轄する海上保安部</p> <p>原子力災害現地対策本部または原子力災害合同対策協議会</p> <p>事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部等</p> <p>事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部等</p> <p>原災法第25条第2項に基づく報告先 設置されている場合に連絡 →ファクシミリ ⇄電話</p>	<p>・原子力規制庁組織改正 (H29.7.1付)に伴う読み替え</p> <p>・原子力規制庁組織改正 (H29.7.1付)に伴う読み替え</p>